

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設受給者証を交付しなければならない。

- 一 施設給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該施設給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設給付決定に係る指定施設支援の種類及び量
- 五 障害児施設給付費を支給する期間
- 六 負担上限月額等に関する事項
- 七 その他必要な事項

第二十五条の十二 施設給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定施設支援を受けるに当たっては、その都度、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に対して施設受給者証を提示しなければならない。

第二十五条の十三 法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により施設給付決定保護者に通知し、施設受給者証の返還を求めらるものとする。

- 一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つた旨
- 二 施設受給者証を返還する必要がある旨
- 三 施設受給者証の返還先及び返還期限

前項の施設給付決定保護者の施設受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 施設給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十六 令第二十七条の四第二項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設給付決定保護者利用者負担合算額（同条第一項に規定する施設給付決定保護者利用者負担合算額をいう。次条第一項第三号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項第二号の額を、同条第二項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額（同条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第一項第二号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項第二号の額で除すものとする。

第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び施設受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額
- 三 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る施設給付決定保護者利用者負担合算額
- 四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同じの世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五十五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める施設給付決定保護者は、当該施設給付決定に係る障害児が、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称
- 三 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を証する書類
 - 二 施設受給者証
- 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。
- 一 特定入所障害児食費等給付費の額
 - 二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間